

熊本市情報公開条例に基づく処分に係る審査基準

この規定は、熊本市情報公開条例（平成１０年条例第３３号）及び熊本市情報公開条例施行規則（平成１０年規則第４８号）に基づき実施機関が行う処分に係る熊本市行政手続条例（平成１０年条例第４２号）第５条第１項の規定による審査基準について定めるものである。

第１ 「文書等」 該当性に関する判断基準

開示請求の対象が条例第２条第２号に規定する「文書等」に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

第２条第２号（文書等の定義）

(2) 文書等 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
ア 一般に容易に入手できるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧に供されているもの
イ 本市の図書館、博物館等において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別に保有しているもの

１ 「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が当該職員に割り当てられた仕事を遂行する立場（公的立場）で作成し、又は取得したことをいい、作成したこと又は取得したことについて、文書管理のための帳簿に記載することや収受印があることなど、手続的な要件を満たすことを必要とするものではない。

なお、「職務」には、国等が法律又はこれに基づく政令に基づき実施機関に委任した事務(法定受託事務等)及び地方自治法第１８０条の２又は第１８０条の７の規定により他の実施機関から委任を受け、又は他の実施機関の補助執行として処理しているものも含む。

２ 「文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）」とは、対象となる文書等の範囲を情報の記録媒体の面から定めたものである。

(1) 「文書」とは、文字又はこれに代わるべき符号を用い、ある程度永続すべき状態において、紙等の上に記載されたものをいい、具体的には、起案文書、供覧文書のほか、台帳、帳票、カード類等をいう。

- (2) 「図画」とは、紙等の上に記号又は線などの象形を用いて表現されたものをいい、具体的には、地図、図面、設計図等をいう。
- (3) 「写真」とは、印画紙に焼き付けたもの（ネガは含まない。）をいう。
- (4) 「フィルム」とは、写真フィルム、映画フィルム及びマイクロフィルムをいう。
- (5) 「電磁的記録」とは、電子計算機による情報処理の用に供されるいわゆる電子情報の記録だけではなく、録音テープ、ビデオテープ等の内容の確認に再生用の専門機器を用いる必要のある記録も含まれる。

3 「当該実施機関の職員が組織的に用いるもの」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において、業務上必要なものとして、利用又は保存されている状態のものを意味する。

したがって、次のものなどは、「組織的に用いるもの」には該当しない。

- (1) 職員が単独で作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（以下「文書・電磁的記録等」という。）であって、専ら自己の職務の遂行の便宜のためにのみ利用し、組織としての利用を予定していないもの（自己研さんのための研究資料、備忘録など）
- (2) 職員が自己の職務の遂行の便宜のために利用する正式文書と重複する当該文書の写し
- (3) 職員の個人的な検討段階に留まるもの（決裁文書の起案前の職員の検討段階の文書・電磁的記録等。ただし、担当職員が原案の検討過程で作成する文書・電磁的記録等であっても、組織において業務上必要なものとして保存されているものは除く。）

作成又は取得された文書・電磁的記録等が組織的に用いるものに当たるかどうかの判断は、次の状況等を総合的に考慮して行う。

- (1) 作成又は取得の状況（職員個人の便宜のためにのみ作成又は取得するものであるかどうか、直接的又は間接的に当該実施機関の管理監督者の指示等の関与があったものであるかどうか）
- (2) 利用の状況（業務上必要として他の職員又は部外に配付されたものであるかどうか、他の職員がその職務上利用しているものであるかどうか）
- (3) 保存又は廃棄の状況（専ら当該職員の判断で処理できる性質のものであるかどうか、組織として管理している職員共用の保存場所で保存されているものであるかどうか）

また、組織として共用文書たる実質を備えた状態になる時点については、当該組織における文書・電磁的記録等の利用又は保存の実態により判断するものであるが、例えば、次の時点等が挙げられる。

- (1) 決裁を要するものについては起案文書が作成され、りん議に付された時点
- (2) 会議に提出した時点
- (3) 申請書等が実施機関の事務所に到達した時点
- (4) 組織として管理している職員共用の保存場所に保存した時点

4 「保有している」とは、所持（物を事実上支配）している状態を意味する。文書・電磁的記録等を書庫などで保管し、又は倉庫業者等に保管させている場合であっても、当該文書・電磁的記録等を事実上支配（当該文書、図画又は電磁的記録の作成、保存、閲覧・提供、移管・廃棄などの取扱いを判断する権限を有していることを意味する。）していれば、所持に該当し、「保有している」に該当する。

なお、一時的に文書を借用し、又は預かっている場合など、当該文書・電磁的記録等を支配していると認められない場合は、「保有している」には当たらない。

5 「一般に容易に入手できるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧に供されているもの」とは、例えば、官報、白書、新聞、市販の書籍等のように、書店で購入し又は公共図書館等の施設を利用することなどにより、一般にその内容を容易に知り得るものをいう。

「一般に利用することができる施設」とは、図書館等の公の施設をいうが、図書、刊行物、資料などを市民に閲覧に供するため、本市の窓口等に備え置いている場合も、これに含まれる。

6 「歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別に保有しているもの」とは、貴重資料の保存、学術研究への寄与などの観点から保有しているものをいい、例えば、市史の編纂等のために保有している資料をいう。

第2 不開示情報該当性に関する判断基準

開示請求に係る文書等について、条例第7条各号に規定する不開示情報に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

第7条第1号（法令秘情報）

(1) 法律、条例その他の法令(以下「法令等」という。)の定めるところにより、公にすることができないと認められる情報

- 1 「法律、条例その他の法令」とは、法律、条例（熊本市情報公開条例を除く。）、政令、府令、省令その他の命令及び規則をいう。
- 2 「公にすることができないと認められる情報」とは、次のような情報をいう。
 - (1) 明文の規定により、閲覧又は写しの交付が禁止されている情報
 - (2) 他目的の使用が禁止されている情報
 - (3) 個別法により守秘義務が課せられている情報
 - (4) その他法令等の趣旨又は目的から、開示することができないと認められる情報

第7条第2号（個人に関する情報）

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

1 特定の個人を識別することができる情報等（本号本文）について

(1) 「個人に関する情報」とは、個人（死亡した者を含む。）の内心、身体、身分、地位、経歴その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価などのすべての情報を含むものであり、個人に関連する情報全般を意味する。したがって、個人の属性、人格及び私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。

また、不開示情報該当性の判断に当たっては、開示請求者が誰であるかは考慮しないことから、開示請求者本人に関する情報であっても、他の個人に関する情報と同様に取り扱う。

事業を営む個人の当該事業に関する情報については、その情報の性質上、本条第4号により判断することが適当であるので本号から除外されているが、事業を営む個人に関する情報であっても、その事業とは直接関係がない個人に関する情報は、本号により判断する。

(2) 特定の個人を識別することができる情報は、通常、特定の個人を識別させる部分（例：個人の氏名）とその他の部分（例：当該個人の行動の記録）とから成り立っており、その全体が一つの不開示情報を構成するものである。

ただし、条例第6条第3項の規定により、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができる記述などの部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められる場合には、当該部分以外の部分は本号の情報に含まれないものとみなして、条例第6条第2項の規定（部分開示）を適用する。

- (3) 「その他の記述等」には、住所、電話番号、役職名、個人別に付された記号・番号（振込口座番号、試験の受験番号、保険証の記号番号等）などが含まれる。氏名以外の記述等単独では特定の個人を識別することができない場合であっても、当該情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わせられることにより特定の個人を識別することができる場合は「特定の個人を識別することができる」に該当する。

- (4) 当該情報単独では特定の個人を識別することができないものであっても、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報には、本号の規定が適用される。

照合の対象となる「他の情報」としては、公知の情報、図書館等の公共施設で一般に入手可能な情報など一般人が通常入手し得る情報が含まれる。また、当該個人の近親者、地域住民などであれば保有しているか又は入手可能であると通常考えられる情報も含む。

他方、特別の調査をすれば入手し得るかもしれないと考えられる情報については、一般的には、「他の情報」に含まれない。照合の対象となる「他の情報」の範囲については、当該個人に関する情報の性質、内容などに応じ、個別に判断する。

- (5) 特定の個人を識別することができる情報ではない場合であっても、特定の集団に属する者に関する情報を開示すると、当該集団に属する個々人に不利益を及ぼすおそれがある場合には、当該情報の性質、集団の性格又は規模などにより、個人の権利利益の十全な保護を図る観点から、個人識別性を認めるべき場合があり得る。

- (6) 「公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」には、カルテ、匿名の作文、無記名の個人の著作物など、個人の人格と密接に関連するもの及び公にすれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものが含まれる。

2 法令等の規定により公にされている情報等（本号ア）について

- (1) 「法令等の規定」とは、何人に対しても等しく当該情報を公開することを定めている規定に限られる。したがって、公開を求める者又は公開を求める理由によって公開を拒否する場合が定められている規定は含まれない。

(2) 「慣行として」とは、公にすることが慣習として行われていることを意味するが、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として公にされていること又は公にすることが予定されていることで足りる。

当該情報と同種の情報が公にされた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、「慣行として」には当たらない。

(3) 「公にされ」とは、当該情報が現に公衆が知り得る状態に置かれていれば足り、現に周知の事実であるかどうかは問わない。ただし、過去に公にされた情報について、時の経過により、開示決定等の時点では「公にされ」に当たらない場合がある。

(4) 「公にすることが予定されている情報」とは、将来的に公にする予定（具体的に公表が予定されている場合に限らず、求めがあれば何人にも提供することを予定しているものを含む。）の下に保有されている情報をいう。ある情報と同種の情報が公にされている場合であって、当該情報のみ公にしないとする合理的な理由がない場合など、当該情報の性質上、通常公にされるものも含まれる。

3 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報（本号イ）について

個人に関する情報を公にすることにより害されるおそれがある当該個人の権利利益よりも、当該情報を公にすることにより人の生命、健康、生活又は財産を保護する必要性が上回ると認められる場合には、当該情報は開示する。現実には人の生命、健康、生活又は財産に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

4 公務員等に関する情報（本号ウ）について

(1) 公務員等に関する情報も個人に関する情報に含まれるが、公務員等の職務遂行に係る情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分については、個人に関する情報としては不開示情報に当たらない。

なお、公務員等の職務遂行に係る情報が職務遂行の相手方など公務員等以外の個人に関する情報でもある場合には、当該公務員等にとっての不開示情報該当性と他の個人にとっての不開示情報該当性とを別個に検討し、そのいずれかに該当すれば、当該部分は不開示とする。

(2) 「公務員等」とは、広く公務遂行を担任する者を含むものであり、一般職か特別職か、常勤か非常勤かを問わず、国及び地方公共団体の職員のほか、市議会議員、裁判官などを含む。また、退職した者であっても、公務員等であった当時の情報については、当該規定は適用される。さらに、独立行政法人等及び地方独立行政法人の役員及び職員を含む。

- (3) 「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が、市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。

例：行政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務としての会議への出席、発言その他の事実行為に係る情報など

ただし、条例第7条第2号ウの規定は、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とするものであるので、公務員等に関する情報であっても、職員の人事管理上保有する勤務成績、給与の額、健康情報、休暇情報等は、「職務の遂行に係る情報」には含まれない。

- (4) 本市に所属する職員の氏名については、行政事務に関する情報であるとともに、特定の公務員を識別することができる情報として個人に関する情報に該当するものであるが、行政の説明責任の観点から、慣行として公にするものとして開示対象となる（条例第7条第2号アに該当）。

ただし、本市に所属する職員の氏名であっても、次のような特段の支障の生じるおそれがある場合は不開示とする。

- ① 氏名を公にすることにより、条例第7条第1号又は3号から第7号までに掲げる不開示情報を公にすることとなるような場合
- ② 氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害することとなるような場合

第7条第3号（行政機関等匿名加工情報又は削除情報）

(3) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報(同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。)又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。）又は同法第109条第4項に規定する削除情報が該当する。

第7条第4号（法人等に関する情報）

(4) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

1 法人その他の団体に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報（本号本文）について

(1) 「法人その他の団体」（以下「法人等」という。）には、株式会社等の商法上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人、権利能力なき社団等も含まれる。

ただし、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人は、本号の対象から除かれており、その事務又は事業に係る情報は、条例第7条第7号等の規定に基づき判断する。

(2) 「法人その他の団体に関する情報」とは、法人等の組織及び事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報など法人等と何らかの関連性を有する情報を意味する。なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもあり、条例第7条第2号の不開示情報に当たる場合もある。

(3) 「事業を営む個人」とは、営利を目的とする事業を自ら行う者（自営業者等）を広く含む。

(4) 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、事業に関する情報であるので、法人等に関する情報と同様の要件により、事業を営む上での正当な利益等について不開示情報該当性を判断する。ただし、事業を営む個人に関する情報であっても、その事業とは直接関係がない個人に関する情報は、条例第7条第2号で判断する。

2 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報（本号ただし書）について

法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報を公にすることにより保護される人の生命、健康などの利益と、これを公にしないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回

ると認められる場合は、当該情報は本号の不開示情報に該当しない。現実には人の生命、健康などに被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

なお、法人等又は事業を営む個人の事業活動と人の生命、健康などに対する危害等との明確な因果関係が確認されなくても、現実には人の生命、健康などに対する被害等の発生が予想される場合も該当する。

3 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ（本号ア）について

- (1) 「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権など法的保護に値する権利一切を指し、「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位をいう。

また、「その他正当な利益」には、ノウハウ、内部管理に関する情報、信用など法人等又は事業を営む個人の運営上の地位が広く含まれる。

- (2) 権利、競争上の地位その他正当な利益を「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあ、その権利利益にも様々なものがあるので、法人等又は事業を営む個人の性格、権利利益の内容及び性質などに応じ、当該法人等又は事業を営む個人の憲法上の権利（信教の自由、学問の自由など）の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する。

なお、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

4 いわゆる任意提供情報（本号イ）について

- (1) 「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたもの」には、実施機関の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供された情報は含まれない。ただし、実施機関の要請を受けずに法人等又は事業を営む個人から情報の提供を申し出た場合であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人から非公開の条件が提示され、実施機関が合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合は含まれる。
- (2) 「実施機関の要請」には、法令に基づく報告又は提出の命令は含まれないが、実施機関の長が報告徴収権限を有する場合であっても、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれる。
- (3) 「公にしないとの条件」とは、情報の提供を受けた実施機関が第三者に対して当該情報を提供しないとの条件を意味する。また、特定の行政目的以外の目的には使用しないとの条件も含まれる。

- (4) 「条件」については、実施機関の側から公にしないとの条件で情報の提供を申し入れた場合も、法人等又は事業を営む個人の側から公にしないとの条件を付すことを申し出た場合も含まれるが、いずれの場合も双方の合意により成立するものである。また、条件を設ける方法としては、黙示的なものも含まれる。
- (5) 「法人等又は個人における通例として公にしないこととされているもの」とは、当該法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の見取りを意味し、当該法人等において公にしていなくてもいいだけでいい。
- (6) 公にしないとの条件を付することの合理性の判断に当たっては、情報の性質に依り、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に依り、その後の事情の变化も考慮する。公にしないとの条件が付されていても、現に当該情報が公にされている場合には、本号イには該当しない。

第7条第5号（公共の安全等に関する情報）

(5) 公にすることにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防及び捜査その他公共の安全及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

- 1 「人の生命、身体又は財産の保護」とは、人の生命、身体又は財産が害されたり、脅かされたりすることから保護することという。
- 2 「犯罪の予防及び捜査」とは、犯罪の発生を未然に防止する行為や、捜査機関が犯罪があると思料するときに犯人及び証拠を発見・収集・保全する活動をいう。
- 3 「その他公共の安全及び秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査活動又は公訴の維持など刑事法の執行を主なものとする。
- 4 「支障が生ずるおそれがある情報」とは、次のような情報をいう。
 - (1) 犯罪、違法行為、不正行為等の情報提供者、告発者、犯罪の被疑者、参考人などが特定され、その結果これらの人が危害等を加えられ、又はその地位若しくは平穏な生活が脅かされるおそれがある情報
 - (2) 特定の個人の行動予定、家屋構造などが明らかにされ、その結果、これらの人が犯罪等の被害を受けるおそれがある情報

第7条第6号（審議、検討等に関する情報）

（6）市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- 1 「市の機関」には、事務事業執行の前提として必要な調査・審議等を行う附属機関その他これらに類するものも含まれる。
- 2 「審議、検討又は協議に関する情報」とは、市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人としての意思決定に至るまでの過程の各段階において行われている様々な審議、検討及び協議に関連して作成され、又は取得された情報をいう。
- 3 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、公にすることにより、外部からの圧力、干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合が想定されているものであり、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。
また、「意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」には、市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人内部における政策の検討が不十分な段階での情報が公になることにより、外部からの圧力によって当該政策に不当な影響を受けるおそれが生じる場合が含まれる。
- 4 「不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ」とは、未成熟な情報、事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、市民の誤解や憶測を招き、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいう。
- 5 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」とは、尚早な時期に事実関係等の確認が不十分な情報などを公にすることにより、投機を助長するなどによって、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれが生じる場合をいう。
- 6 本号の「不当に」とは、審議、検討など途中の段階の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものを意味する。予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、公にすることによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で判断する。

7 市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人としての意思決定が行われた後においても、当該意思決定が政策決定の一部の構成要素である場合、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる場合など審議、検討等の過程が重層的又は連続的な場合には、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうか判断する必要がある。

また、意思決定が行われた後であっても、審議、検討等に関する情報が公になることにより、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合は、本号に該当する。

なお、審議、検討等に関する情報であっても、当該情報が専門的な検討を経た調査データ等の客観的、科学的事実又はこれに基づく分析等を記録したものについては、一般的には、本号に該当する可能性が低いものと考えられる。

第7条第7号（事務又は事業に関する情報）

- (7) 市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- オ 市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

1 公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの（本号本文）について

- (1) 市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業は、公共の利益のために行われるものであり、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報は、不開示情報に該当する。なお、本号アからオまでの規定は、市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に共通的に見られる事務又は事業に関する情報であって、その性質上、公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障を挙げているものであり、本号の対象となる事務又は事業は、これらに限られない。
- (2) 「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法などに照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断することをいう。
- (3) 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、実施機関に広範な裁量権限を与えるものではなく、事務若しくは事業の根拠となる規定又はその趣旨に照らし、客観的に判断するものである。
- (4) 「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求される。また、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性があると認められるかどうかにより判断する。

2 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事

**実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその
発見を困難にするおそれ（本号ア）について**

- (1) ここで例示している事務は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて
評価又は判断を加えて、一定の決定を伴うことがあるものである。

「監査」：主として監察的見地から、事務又は事業の執行又は財産の状況の正否を
調べること。

「検査」：法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明などの
ために帳簿書類その他の物件等を調べること。

「取締り」：行政上の目的による一定の行為の禁止又は制限について適法又は適
正な状態を確保すること。

「試験」：人の知識、能力等又は物の性能などを試すこと。

「租税の賦課若しくは徴収」：国又は地方公共団体が、公租公課を特定の人に割り
当てて負担させること又は租税その他の収入を取
ること。

- (2) これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事
項などの詳細な情報、試験問題等のように、事前に公にすると、適正かつ公正な評
価又は判断の前提となる事実の把握が困難となるもの、行政客体における法令違反
行為又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を助長し、又はこれらの行為
を巧妙に行うことにより隠蔽をすることを容易にするおそれがあるものがあり、こ
のような情報は、不開示とする。

また、監査等の終了後であっても、例えば、違反事例等の詳細を公にすることに
より、他の行政客体に法規制を免れる方法を示唆することになるものは、本号アに
該当する。

**3 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体
又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
（本号イ）について**

- (1) 市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が一方の当事
者となる契約、交渉又は争訟に係る事務においては、自己の意思により又は訴訟手
続上、相手方と対等な立場で遂行する必要がある、当事者としての利益を保護する
必要がある。
- (2) これらの契約、交渉又は争訟に係る事務に関する情報の中には、例えば、入札予
定価格等を公にすることにより、公正な競争により形成されるべき適正な額での契
約が困難になり財産上の利益が損なわれるものや、交渉、争訟等の対処方針などを

公にすることにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり、このような情報は、不開示とする。

4 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ（本号ウ）について

市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う調査研究に係る事務に関する情報の中には、次のようなものにより公正性や能率的な遂行を不当に阻害するおそれがある場合があり、このような情報は不開示とする。

例１：知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報などであって、一定の期日以前に公にすることにより成果を適正に広く市民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすもの

例２：試行錯誤の段階の情報について公にすることにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するもの

5 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ（本号エ）について

(1) 「人事管理」とは、職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分、能力などの管理に関することをいう。

(2) 市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う人事管理に係る事務については、当該機関の組織としての維持の観点から行われる一定の範囲で当該組織の独自性を有するものであり、人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評価、人事異動、昇格等の人事構想などを公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報は不開示とする。

6 市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ（本号オ）について

企業経営という事業の性質上、その正当な利益を保護する必要がある、これを害するおそれがあるものは不開示とする。ただし、「企業経営上の正当な利益」の内容については、経営主体、事業の性格、内容などに応じて判断する必要がある、その範囲は、条例第7条第4号の法人等に関する情報と比べて、より狭いものとなる場合があり得る。

第3 部分開示に関する判断基準

開示請求に係る文書等について、条例第6条第2項又は同条第3項に基づき部分開示をすべき場合に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

第6条第2項・第3項（部分開示）

2 実施機関は、開示請求に係る文書等の一部に、不開示情報が記録されている場合において、当該不開示情報が記録されている部分（以下この項において「不開示情報部分」という。）が当該不開示情報部分を除いた部分と容易に区分することができるときは、開示請求者に対し、当該不開示情報部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該不開示情報部分を除いて開示することがこの条例の趣旨に合致しないと認められるときは、この限りでない。

3 開示請求に係る文書等に次条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2号において同じ。）の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

1 「開示請求に係る文書等の一部に、不開示情報が記録されている場合」とは、一件の文書等に複数の情報が記録されている場合に、情報ごとに条例第7条各号に規定する不開示情報に該当するかどうかを審査した結果、不開示情報に該当する情報がある場合を意味する。

2 「当該不開示情報部分を除いた部分と容易に区分することができるとき」

(1) 当該文書等のどの部分に不開示情報が記載されているかという記載部分の区分けが困難な場合だけでなく、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合も、部分開示を行う義務はない。

例えば、文章として記録されている内容そのものには不開示情報は含まれないが、特徴のある筆跡により特定の個人を識別することができる場合には、識別性のある部分を区分して除くことは困難である。また、録音されている発言内容自体には不開示情報が含まれていないとしても声により特定の個人を識別できる場合も同様である。

(2) 文書の記載の一部を除くことは、コピー機で作成したその複写物に墨を塗り再複写するなどして行うことができ、一般的には容易であると考えられる。なお、部分開示の作業に多くの時間・労力を要することは、直ちに、区分し、分離することが

困難であるということにはならない。

一方、録音テープ、録画テープ、磁気ディスクに記録されたデータベースなどの電磁的記録については、区分して除くことの容易性が問題となる。例えば、複数の人の発言が同時に録音されているがそのうち一部の発言内容のみに不開示情報が含まれている場合や、録画されている映像中に不開示情報が含まれている場合などでは、不開示情報部分のみを除去することが容易ではないことがあり得る。このような場合には、容易に区分して除くことができる範囲で、開示すべき部分を決定することになる。

なお、文書等を汚損若しくは破損する場合、区分するために過大な費用を要する場合、又は電磁的記録について不開示部分と開示部分の分離が既存のプログラムでは行えない場合は、「容易に区分して除くことができないとき」に該当する。

3 「当該不開示情報部分を除いた部分につき開示しなければならない」

- (1) 部分的に削除すべき範囲は、文書であれば、一般的には、文、段落など、表であれば個々の欄等を単位として判断することをもって足りる。
- (2) 本項は、義務的に開示すべき範囲が定められているものであり、部分開示の実施に当たり、具体的な記述をどのように削除するかについては、実施機関の本条例の目的に沿った合理的な裁量に委ねられている。すなわち、不開示情報の記録部分の全体を完全に黒く塗るか、文字が判読できない程度に被覆するか、当該記録中の主要な部分だけ塗りつぶすかなどの方法の選択は、不開示情報を開示した結果とならない範囲内において、当該方法を講ずることの容易さなどを考慮して判断することとなる。その結果、観念的にはひとまとまりの不開示情報を構成する一部が開示されることになるとしても、実質的に不開示情報が開示されたと認められないのであれば、実施機関の不開示義務に反するものではない。

4 「この条例の趣旨に合致しないと認められるとき」とは、不開示情報が記録されている部分を除いた残りの部分に記載されている情報の内容が、客観的に有意な情報が残らないと認められる場合を意味する。例えば、残りの部分に記載されている内容が、無意味な文字、数字等の羅列となる場合などである。

この有意性の判断に当たっては、同時に開示される他の情報があれば、これも併せて判断する。また、請求の趣旨を損なうか否か、すなわち、開示請求者が知りたいと考える事柄との関連によって判断すべきものではなく、個々の請求者の意図によらず、客観的に決めるべきものである。

5 特定の個人を識別することができる情報が記録されている場合について（本条第3項）

- (1) 特定の個人を識別することができる情報について、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、残りの部分を開示しても個人の権利利益の保護の観点から支障が生じないと認められるときは、当該残りの部分については、条例第7条第2号に規定する不開示情報には該当しないものとして取り扱う。したがって、当該部分は、他の不開示情報の規定に該当しない限り、本条第2項の規定により開示することになる。

ただし、本条第2項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうかが要件となるので、特定の個人を識別することができることとなる部分とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合は、当該個人に関する情報は全体として不開示とする。

- (2) 「公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」とは、特定の個人を識別することができることとなる部分を除くことにより誰に関する情報であるかが分からなくなれば、残りの部分については、通常、個人に関する情報としての保護の必要性は乏しくなるものをいう。

逆に、例えばカルテ、作文等の個人の人格と密接に関連する情報が記録された文書、個人の未公表の研究論文などは、当該部分を除いても、個人の権利利益が害されるおそれがあると認められるため、不開示とする。

- (3) なお、本項は、条例第7条第2号に規定する個人に関する情報のうち「特定の個人を識別することができるもの」を対象とする。したがって、同号に規定する「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」個人に関する情報については、本項の適用はない。

第4 公益上の理由による裁量的開示に関する判断基準

公益上の理由による裁量的開示（条例第8条）を行うかどうかの判断は、以下の基準により行う。

第8条（公益上の理由による裁量的開示）

実施機関は、開示請求に係る文書等に不開示情報（前条第3号に掲げる情報を除く。）が記録されている場合で、前条の規定により保護される利益に優越する公益があると認めるときは、第6条第2項ただし書及び前条の規定にかかわらず、開示請求者に対し、当該文書等を開示することができる。

「優越する公益があると認めるとき」とは、条例第7条各号の不開示情報の規定に該当する情報（同条第3号に掲げる情報を除く。）について、実施機関が高度の行政的な判断により公にすることに、当該保護すべき利益を上回る公益があると認められる場合を意味する。

第5 開示請求の却下に関する判断基準

開示請求の却下（熊本市情報公開条例施行規則第4条第1項）を行うかどうかの判断は、以下の基準により行う。

第4条第1項（開示請求の却下）

実施機関は、開示請求が次のいずれかに該当するときは、当該請求を却下するものとする。

- (1) 開示請求が不適法であり、かつ、開示請求に係る書面の補正が困難であるとき。**
- (2) 条例第10条第2項の規定により請求書の補正を求められた者が同項の規定により指定された期間内にその補正をしないとき。**
- (3) 開示請求が権利の濫用と認められるとき。**

- 1 「開示請求が不適法であり、かつ、開示請求に係る書面の補正が困難であるとき」とは、氏名又は住所の記載がないなど開示請求に形式的な不備があり、かつ、条例第10条第2項の規定による補正を求めることが困難であるときをいう。
- 2 「条例第10条第2項の規定により請求書の補正を求められた者が同項の規定により指定された期間内にその補正をしないとき」とは、開示請求に形式的な不備があり、又は開示請求に係る文書等の特定ができないため、条例第10条第2項の規定による補正を求めたにもかかわらず、その期間内にその補正をしないときをいう。
- 3 「開示請求が権利の濫用と認められるとき」とは、実施機関の事務を混乱又は停滞させることを目的とするなど、開示請求権の本来の目的を著しく逸脱する開示請求として次に掲げるものに該当するときをいう。
 - (1) 請求者の言動、請求の内容、方法などから、開示請求の目的が文書等の開示以外にあることが明らかに認められるとき
 - (2) 開示決定を受けたにもかかわらず正当な理由なく閲覧せずに繰り返し同様の開示請求をするなど、開示を受ける意思のないことが明らかに認められるとき
 - (3) 開示請求に係る内容を既に知り得ているにもかかわらず、同一の内容の開示請求を正当な理由なく繰り返し行うとき又は既に行った開示請求を取り下げ、同一の内容の開示請求を正当な理由なく繰り返し行うとき
 - (4) 特定の職員が作成又は取得した文書等に係る開示請求を集中若しくは連続して行い、又は開示請求の際に特定の職員を誹謗、中傷若しくは威圧するなど、開示請求の態様、内容や開示請求者の言動などから、特定の職員に対する害意が明らかに認められるとき
 - (5) 同一の実施機関に対する開示請求を集中又は連続して行う場合であって、開示請求の態様、内容や開示請求者の言動などから、当該実施機関の事務遂行能力を減殺

させ、又は事務を停滞させるなどの害意が明らかに認められるとき

(6) その他開示請求が明らかに権利の濫用と認められるとき

第6 文書等の存否に関する判断基準

開示請求に対し、文書等の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否すべき場合（条例第9条）に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

第9条（文書等の存否に関する取扱い）

実施機関は、当該開示請求に係る文書等の存否について回答することにより、第7条の規定により保護される利益が不開示情報を開示した場合と同様に害されることとなるときは、その存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

- 1 「開示請求に係る文書等の存否について回答することにより、第7条の規定により保護される利益が不開示情報を開示した場合と同様に害されることとなるとき」とは、開示請求に係る文書等が具体的にあるかないかにかかわらず、開示請求された文書等の存否について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合をいう。
- 2 開示請求に含まれる情報と不開示情報該当性とが結合することにより、当該文書等の存否を回答できない場合がある。

例：特定の個人の名を挙げて、その病歴情報が記録された文書等の開示請求が行われた場合、当該文書等が存在するが不開示情報に該当するので不開示であると回答するだけで、また、当該文書等が存在しないため不存在と回答するだけで、当該個人の病歴の有無が明らかになることになる。

このような特定の者又は特定の事項を名指しした探索的請求は、条例第7条各号の不開示情報の類型すべてについて生じ得る。

本条が適用される場面は様々想定されるが、典型例としては次のようなものが考えられる。

- (1) 特定の個人の病歴やいじめ等に関する情報（条例第7条第2号関係）
- (2) 先端技術に関する特定企業の設備投資計画に関する情報（条例第7条第4号関係）
- (3) 捜査機関からの捜査事項照会等に関する情報（条例第7条第5号関係）
- (4) 買い占めを招くなど市民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある特定の物質に関する政策決定の検討状況の情報（条例第7条第6号関係）
- (5) 特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する情報（条例第7条第7号関係）